

将来世代を応援するための緊急提言



子育て三方よし スマイル プロジェクト
「子によし、親によし、未来によし」

全国知事会
次世代育成支援対策プロジェクトチーム
令和2年11月

【Ⅰ 新型コロナウイルス感染症への対策強化】(新規、拡充事項)**1 人権への配慮〈拡充〉****2 認可保育所等への支援**

- ・ 保育所等の臨時休園等に伴う利用者負担額の日割り減免に係る支援 **〔新規〕**
- ・ 放課後児童クラブにおける利用料の減免等に伴うシステム改修費等への支援 **〔新規〕**
- ・ 子どもの成長や発達への影響を踏まえた感染症対策の提示 **〈拡充〉**
- ・ 保育士等キャリアアップ研修の要件緩和 **〔新規〕**

3 地域で子育て支援を行う団体等への支援〈拡充〉**4 インフルエンザワクチンの供給確保〔新規〕****5 学校等の臨時休業期間終了後の対応****6 学生等の採用維持に向けた経済界への要請****7 次世代への投資 **〔新規〕******【Ⅱ 次世代育成支援の抜本強化】(重点、新規、拡充事項)****1 子どもが生まれる前から生まれた後も切れ目なくケアを行うための環境整備**

- ・ 性犯罪・性暴力対策の強化について **〔新規〕** (**重点**:内、警、法、文、厚)

2 幼児教育保育等の充実

- ・ 待機児童解消のための新たなプランによる支援の強化 **〈拡充〉** (**重点**:内、厚)

3 子育てに対する不安を軽減させるための支援の充実**4 若者が未来に向けて展望を描ける社会の構築**

- ・ 地域少子化対策化対策重点推進交付金の制度の抜本的見直し (**重点**:内)
- ・ 未来の展望が描ける支援策の強化

【Ⅲ 困難な環境にある子どもへの支援の抜本強化】(重点、新規、拡充事項)**1 子どもの貧困対策等の強化**

- ・ 生活安定のための支援強化(養育費の履行確保) (**重点**:法)
- ・ ヤングケアラーへの支援強化 **〔新規〕** (**重点**:文、厚)

2 児童虐待防止対策の推進等

- ・ 未然防止のための支援の充実(虐待防止のSNS相談窓口の設置) (**重点**:厚)

3 特別な支援が必要な児童生徒等への支援対策の充実 **〔新規〕**

【 提言 重点事項 】

<p>内閣府</p>	<p>【 次世代育成支援の抜本強化 】</p> <p>1 性犯罪・性暴力対策の強化〔新規〕 [提言：Ⅱ1 ①③④]</p> <p>2 待機児童解消のための新たなプランによる支援の強化〈拡充〉 [提言：Ⅱ2(1)①]</p> <p>3 地域少子化対策重点推進交付金の制度の抜本見直し [提言：Ⅱ4(1)]</p>
<p>法務省</p>	<p>【 次世代育成支援の抜本強化 】</p> <p>1 性犯罪・性暴力対策の強化〔新規〕 [提言：Ⅲ1 ③④]</p> <p>【 困難な環境にある子どもへの支援の抜本強化 】</p> <p>2 生活安定のための支援強化(養育費確保) [提言：Ⅲ1(6)]</p>
<p>文部科学省</p>	<p>【 次世代育成支援の抜本強化 】</p> <p>1 性犯罪・性暴力対策の強化〔新規〕 [提言：Ⅱ1 ①③④]</p> <p>【 困難な環境にある子どもへの支援の抜本強化 】</p> <p>2 ヤングケアラーへの支援強化〔新規〕 [提言：Ⅲ1(7)]</p>
<p>厚生労働省</p>	<p>【 次世代育成支援の抜本強化 】</p> <p>1 性犯罪・性暴力対策の強化〔新規〕 [提言：Ⅱ1①②③④]</p> <p>2 待機児童解消のための新たなプランによる支援の強化〈拡充〉 [提言：Ⅱ2(1)①]</p> <p>【 困難な環境にある子どもへの支援の抜本強化 】</p> <p>3 ヤングケアラーへの支援強化〔新規〕 [提言：Ⅲ1(7)]</p> <p>4 未然防止のための支援の充実(虐待防止のSNS相談窓口の設置) [提言：Ⅲ2(1)]</p>

提言 重点事項 文部科学省

【 将来世代が希望をかなえられる社会を目指した提言 】

1 性犯罪・性暴力対策の強化〔新規〕

[提言：Ⅱ1 ①③④]

【 誰ひとり取り残さない社会を目指した提言 】

2 ヤングケアラーの実態調査の実施及び支援強化〔新規〕

[提言：Ⅲ1(7)]

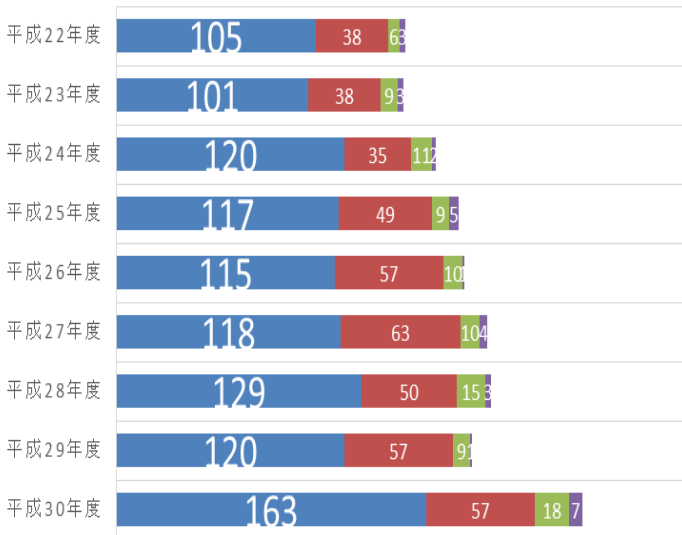
1 性犯罪・性暴力対策の強化〔新規〕

[提言：Ⅱ1]

子どもを性犯罪の被害から守るための対策強化 ① 保育士資格・教員免許等の再取得の見直し
③ 犯罪履歴確認制度の導入 ④ 性犯罪・性暴力被害を防止するための教育や啓発の充実

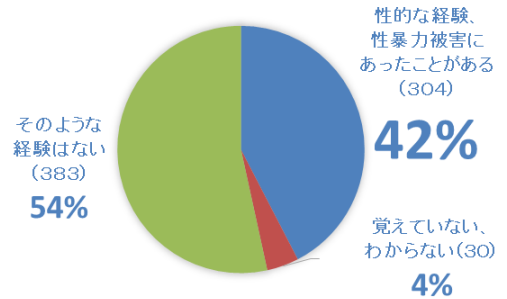
わいせつ行為等に係る懲戒処分(公立)

■ 免職 ■ 停職 ■ 減給 ■ 戒告



出典：公立学校教職員の人事行政調査文部科学省

(1) 学校の教師から、在学中または卒業後に性的な経験、性暴力被害にあったことはありますか



(1)の性的な経験、性暴力被害の内容 内訳 (複数回答)

・体や容姿に関すること或いは性的な発言・会話をされる	41.1%	(204件)
・体を触られる、触らせられる	29.2%	(145件)
・衣服をめくられる、触られる	8.5%	(42件)
・性的な行為をされる、させられる	7.7%	(38件)
・自分の姿を撮影される、させられる	4.8%	(24件)
・性的な画像を見せられる	2.8%	(14件)
・その他	5.8%	(29件)

出典：性犯罪に関する刑事法検討会 委員提出資料
教師による生徒への性的経験・性暴力被害アンケート集計結果(2020年5月)

現状

- 教師がわいせつ行為等により、懲戒免職を受けた件数は、増加傾向にあり平成22年度と比較し、平成30年度は1.5倍となっている。(公立学校教員)
- ベビーシッターを行っている男性が、強制わいせつ容疑で逮捕されるなどの事件も発生しており、子どもを性犯罪から守る制度の構築や取組が不十分である。
- 現行の教員免許法では、懲戒免職処分を受けたことや、禁固刑以上の刑の確定により免許を失効するが、3年後(または刑の効力失効後)に免許の再取得が可能となっている。また、保育士については、取り消しから2年後に再登録が可能となり、放課後児童支援員は、認定取り消し後の確認等についてガイドラインでは求めている状況となっている。

今後に向けて

- 子どもを性犯罪から守るため、教員免許の再取得について制度的な見直しを行う必要がある。また、保育士資格及び登録制度、放課後児童支援員の認定制度等においても同様の見直しが必要である。
- ベビーシッターマッチングサイト運営事業者の責任の明確化や、指導監督基準を定め、指導監督を行う必要がある。
- 官報情報検索ツールの検索期間を延長しても、婚姻等により氏名が変更した場合は把握ができないため、新たな全国統一の対応が必要がある。
- 諸外国で導入されている犯罪履歴確認制度を参考とし、性犯罪の再発防止に向けたシステムを構築する必要がある。

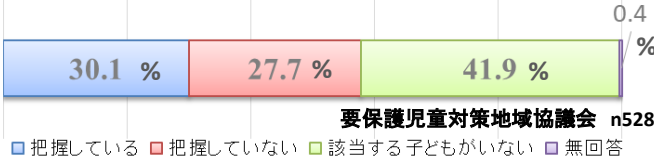
2 ヤングケアラーへの支援強化 [新規]

[提言:Ⅲ1](7)

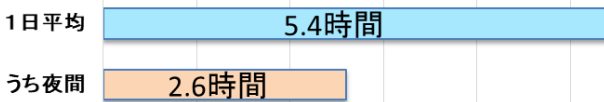
家族等の介護や世話をしているヤングケアラーについては、学校生活や自らの成長等に影響を受けていることが考えられるが、家庭内等のことであり実態が表面化しにくい

全国調査の結果を踏まえた支援体制の強化

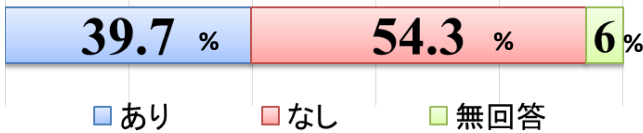
「ヤングケアラー」と思われる子どもの実態把握の有無



ケアに費やしている時間[1日平均]
(時間を把握しているヤングケアラー)



「ヤングケアラー」が家庭で行っているケアを支援する人の有無



出典:ヤングケアラーの実態に関する調査研究(H31. 3)、ヤングケアラーへの早期対応に関する研究(R2. 3)

【 ヤングケアラーヒアリング 当事者の声 】

- 一般家庭と比べて普通ではないことを自覚するとますます家のことは話せなくなった。
- 母親に相談したり、頼ったりできるような環境ではなかった。
- 当時は卒業まで頑張ろうという気持ちで、しんどいと思うより、自分がやらなければ暮らしていけないという思いで他に選択肢はなかった。
- 誰にも相談できない、自分の話を聞いてもらえない、思春期はしんどくて、逃れたい、生きていくことが苦しすぎて死んでしまいたいと、ずっと思って過ごしていた。
- 当時、相談できるところや声をかけてくれるところがあればよかった。

現状

- ヤングケアラーの状況は、家族内のことで問題が表面化しにくく状況把握が困難である。
- 埼玉県は、全国初のケアラー支援に関する「埼玉県ケアラー支援条例」(令和2年3月31日公布・施行)を制定し、ヤングケアラーに関する実態調査(7月～9月:県内 全高校の2年生 約5万5千名)を実施している。
- 家族の介護を担うのは中高年であると捉えられることが多く、介護をする子どもがいても「よくできた子」とみられ、未成年の子どもが家族の介護を担うことそのものへの関心は薄い。
- 子どもがその介護による負担から子どもらしい時間を過ごせていないこと、必要な支援を受けずにいるということが見過ごされている。
- 全国のヤングケアラーの実態が把握されていない。

今後に向けて

- ヤングケアラーという概念の認識の普及・啓発の社会的周知に向けた取組強化が必要である。
- 関係機関との連携や全国調査の結果を踏まえた支援体制の強化が必要である。